

刈谷市宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則をここに公布する。

令和 7 年 4 月 8 日

刈谷市長 稲垣 武

刈谷市規則第 29 号

刈谷市宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、宅地造成及び特定盛土等規制法施行令（昭和 37 年政令第 16 号）、宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則（昭和 37 年建設省令第 3 号。以下「省令」という。）及び宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則（昭和 38 年愛知県規則第 64 号）に定めるもののほか、宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和 36 年法律第 191 号）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(省令第 8 条第 9 号及び第 10 号ロの規定により規則で別に定める値)

第 2 条 省令第 8 条第 9 号及び第 10 号ロの規定により規則で別に定める値は、50 センチメートルとする。

附 則

この規則は、令和 7 年 5 月 9 日から施行する。